

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

○特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

平成27年3月31日

規則第63号

改正 平成27年8月31日規則第87号

平成28年3月31日規則第105号

平成28年4月28日規則第115号

平成29年3月31日規則第53号

平成30年3月31日規則第62号

令和元年8月30日規則第16号

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育（以下「特定教育・保育」という。）及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）に要する費用に係る利用者負担額並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項及び第6項の措置に要する費用（以下「措置費用」という。）の額並びに保育所等に係る費用の徴収に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）の例による。

2 この規則において「利用者負担額」とは、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額 0
- (2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（次号に掲げる者及び特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）に係る利用者負担額 0
- (3) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもであって、特別利用教育を受けるもの 0
- ((4) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（次号に掲げる者を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。）に係る利用者負担額 別表第3に定める額
- (5) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（家庭的保育を受けている者に限り、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。）に係る利用者負担額 別表第4に定める額

2 前項の規定にかかわらず、月の中途中で法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所を利用する場合の利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第3号に定める利用者負担額 同項第1号又は第3号に定める額に当該月の利用に係る日数（20日を超える場合は、20日）を乗じて得た額を20で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

(2) 前項第2号、第4号又は第5号に定める利用者負担額 同項第2号、第4号又は第5号に定める額に当該月の利用に係る日数(25日を超える場合は、25日)を乗じて得た額を25で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

3 措置費用は、児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定に基づく措置(以下「措置保育」という。)を受けた児童(同法第4条第1項に規定する児童をいう。以下この条から第5条までにおいて同じ。)が3歳以上の児童である場合にあっては0とし、3歳未満の児童である場合にあっては別表第3に定める額とする。

(利用者負担額の決定等)

第4条 市長は、利用者負担額を決定したとき又はその額を変更したときは、その旨を船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定(変更)通知書(第1号様式)により、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、措置費用を決定したとき又はその額を変更したときは、その旨を船橋市児童福祉法による保育の措置費用決定(変更)通知書(第2号様式)により、措置保育を受けた児童又は扶養義務者に通知するものとする。

3 市長は、特定教育・保育及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第4項第3号に規定される食事提供に要する費用の支払いを免除された教育・保育給付認定保護者に、免除に関する事項を通知するものとする。

(費用の徴収)

第5条 市長は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育を受けた児童の保護者から、児童の第3条第1項第2号又は第4号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項第2号又は第4号に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、措置保育を受けた児童又はその扶養義務者から、第3条第3項に規定する額を徴収する。

(費用の納付期限等)

第6条 前条第1項の保護者又は同条第2項の児童若しくはその扶養義務者は、毎月末日(12月にあっては、同月25日)までに当該月分の費用(前条第1項に規定する利用者負担額又は同条第2項に規定する額をいう。)を納付しなければならない。ただし、市長は、災害その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該費用の徴収を猶予することができる。

(利用者負担額等の減免)

第7条 市長は、教育・保育給付認定保護者又は第5条第2項の児童若しくはその扶養義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担額又は措置費用の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害、失業(将来にわたり就業することが不可能であると認める場合に限る。)等により所得が著しく減少し、納付が困難であるとき。

(2) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、同項に掲げる事由を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項に掲げる場合のほか、災害その他やむを得ない事由により特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を停止したときは、その期間に係る利用者負担額又は措置費用を減額し、又は免除するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項各号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)若しくはロ(1)若しくは同項第3号イ(1)若しくはロ(1)」と、「定める額」とあるのは「定める額又は法附則第6条第4項に規定する額」とする。

附 則(平成27年8月31日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則(第3条第2項及び第1号様式の改正規定を除く。)による改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第105号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月28日規則第115号)

この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成29年4月1日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月31日規則第62号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成30年4月1日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年8月31日規則第81号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、平成30年9月1日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

附 則

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る利用者負担額等について適用し、同日前の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

別表第3

各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額	
階層区分	定義	保育標準時間認定3歳未満児	保育短時間認定3歳未満児
A	被保護世帯及び支援給付受給世帯生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯（単給世帯を含む。以下「被保護世帯」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯（以下「支援給付受給世帯」という。）	0円	0円
B	A階層を除き特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分(以下「当該年度分」という。)の市町村民税を課されない世帯（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、政令第4条第2項第8号イに規定する市町村民税世帯非課税者である世帯をいう。以下同じ。）	0円	0円

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

C1	C2階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、所得割を課されない世帯（支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和元年政令第17号)第1条の規定による改正前の政令第4条第1項第4号に規定する所得割を課されない者である世帯をいう。以下同じ。）		7,800円	7,660円
C2	当該年度分	24,300円未満	8,950円	8,790円
C3	の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	24,300円以上48,600円未満	10,100円	9,920円
D1—1		48,600円以上57,700円未満	15,000円	14,740円
D1—2		57,700円以上72,800円未満	15,000円	14,740円
D2—1		72,800円以上77,101円未満	20,100円	19,750円
D2—2		77,101円以上97,000円未満	20,100円	19,750円
D3		97,000円以上115,000円未満	25,000円	24,570円
D4		115,000円以上133,000円未満	29,000円	28,500円
D5		133,000円以上151,000円未満	33,000円	32,430円
D6		151,000円以上169,000円未満	37,000円	36,370円
D7		169,000円以上202,000円未満	42,700円	41,970円
D8		202,000円以上235,000円未満	46,700円	45,900円
D9		235,000円以上268,000円未満	50,800円	49,930円
D10		268,000円以上301,000円未満	54,900円	53,960円
D11		301,000円以上349,000円未満	57,500円	56,520円
D12		349,000円以上	60,000円	58,980円

備考

- この表中「保育標準時間認定」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われる認定をいう。

- 2 この表中「保育短時間認定」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われる認定をいう。
- 3 この表の年齢区分は、認定こども園、保育所又は地域型保育（家庭的保育を除く。）を行う事業所を利用した日の属する年度の初日の前日の満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更のないものとする。
- 4 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「

	7,800円	7,660円
	8,950円	8,790円
	10,100円	9,920円
	15,000円	14,740円
	15,000円	14,740円
	20,100円	19,750円

」とあるのは、「

	3,770円	3,770円
	4,320円	4,320円
	4,480円	4,480円
	4,480円	4,480円
	4,480円	4,480円
	6,000円	6,000円

」とする。

- 5 負担額算定基準子ども（小学校第3学年修了前子どもを除く。以下この項において同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合において、負担額算定基準子どものうち、年齢の高い方から数えて2番目の小学校就学前子ども（当該子どもが2人以上いる場合は、いずれか1人の子どもに限る。以下この項において「第2子」という。）及び年齢の高い方から数えて3番目の小学校就学前子ども（以下この項において「第3子」という。）の利用者負担月額、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。ただし、当該同一世帯に係る負担額算定基準子どものうち最年長者（以下この項において「第1子」という。）が幼稚園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設若しくは認定こども園を利用するとき（認定こども園を利用する場合にあっては、別表第2又はこの表の適用を受ける場合を除く。）又は家庭的保育事業による保育、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けるときの次の表の適用については、同表1の項に限る。

定義	階層	保育標準時間認定	保育短時間認定
1 C1からD12までの階層に属する世帯であって、次項から4の項までに規定する世帯以外のもののうち、第2子及び第3子以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額	第2子にあっては当該小学校就学前子どもの利用者負担月額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）、第3子以後の小学校就学前子どもにあっては0円		

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

2 D8からD12までの階層に属する世帯であって、第1子及び第2子が3歳未満児である場合の第2子の利用者負担月額	D8	23,300円	
	D9	19,200円	20,070円
	D10	15,100円	16,040円
	D11	12,500円	13,480円
	D12	10,000円	11,020円

6 市町村民税所得割額が57,700円未満の課税世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定被監護者等のうち、年齢の高い方から数えて2番目の小学校就学前子ども（当該子どもが2人以上いる場合は、いずれか1人の子どもに限る。）の利用者負担月額はこの表における利用者負担月額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い方から数えて3番目以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額は0円とする。

7 市町村民税所得割算額が77,101円未満の課税世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合で、特定被監護者等が2人以上いるときは、特定被監護者等のうち、年齢の高い方から数えて2番目以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額は、0円とする。

別表第4

（平28規則105・全改、平29規則53・一部改正）

各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額	
階層区分	定義	保育標準時間認定3歳未満児	保育短時間認定3歳未満児
A	被保護世帯及び支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税を課されない世帯	0円	0円
C1	C2階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、所得割を課されない世帯	5,400円	5,300円
C2	当該年度分	24,300円未満	6,200円
C3	24,300円以上48,600円未満	7,000円	6,880円
D1—1	帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円以上57,700円未満	10,500円
D1—2		57,700円以上72,800円未満	10,500円
D2—1		72,800円以上77,101円未満	14,000円
D2—2		77,101円以上97,000円未満	14,000円
D3		97,000円以上115,000円未満	17,500円
D4		115,000円以上133,000円未満	20,300円
D5		133,000円以上151,000円	23,100円

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

	円未満		
D6	151,000円以上169,000円未満	25,900円	25,450円
D7	169,000円以上202,000円未満	29,800円	29,290円
D8	202,000円以上235,000円未満	32,600円	32,040円
D9	235,000円以上268,000円未満	35,500円	34,890円
D10	268,000円以上301,000円未満	38,400円	37,740円
D11	301,000円以上349,000円未満	40,200円	39,510円
D12	349,000円以上	42,000円	41,280円

備考

- この表中「保育標準時間認定」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われる認定をいう。
- この表中「保育短時間認定」とは、法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われる認定をいう。
- この表の年齢区分は、地域型保育（家庭的保育に限る。）を行う事業所を利用した日の属する年度の初日の前日の満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更のないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合におけるこの表の規定の適用については、同表中「

	5,400円	5,300円
	6,200円	6,090円
	7,000円	6,880円
	10,500円	10,320円
	10,500円	10,320円
	14,000円	13,760円

」とあるのは、「

	2,630円	2,630円
	3,020円	3,020円
	3,130円	3,130円
	3,130円	3,130円
	3,130円	3,130円
	4,200円	4,200円

」とする。

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

- 5 負担額算定基準子ども（小学校第3学年修了前子どもを除く。以下この項において同じ。）が同一世帯に2人以上いる場合において、負担額算定基準子どものうち、年齢の高い方から数えて2番目の小学校就学前子ども（当該子どもが2人以上いる場合は、いずれか1人の子どもに限る。）の利用者負担月額はこの表における利用者負担月額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い方から数えて3番目以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額は0円とする。
- 6 市町村民税所得割額が57,700円未満の課税世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合は、特定被監護者等のうち、年齢の高い方から数えて2番目の小学校就学前子ども（当該子どもが2人以上いる場合は、いずれか1人の子どもに限る。次項において同じ。）の利用者負担月額はこの表における利用者負担月額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い方から数えて3番目以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額は0円とする。
- 7 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の課税世帯であって、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合で、特定被監護者等が2人以上いるときは、特定被監護者等のうち、年齢の高い方から数えて2番目以後の小学校就学前子どもの利用者負担月額は、0円とする。

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

第1号様式（その1）

船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額について、次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

年度

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日	年齢		
施設・事業所名				
内容		決定年月日		
月分	階層	教育・保育給付 認定区分	保育必要量	利用者負担月額
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

第1号様式（その2）

船橋市特定教育・保育及び特定地域型保育利用者負担額決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額について、次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

年度

支給認定証番号				
子ども	氏名			
	生年月日		年齢	
施設・事業所名				
内容		決定年月日		
月分	階層	教育・保育給付 認定区分	保育必要量	利用者負担月額
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担額等に関する規則

第2号様式

船橋市児童福祉法による保育の措置費用決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

保育の措置に要する費用について、次のとおり決定（変更）しましたので通知します。
年度

支給認定証番号				
児童	氏名			
	生年月日		年齢	
施設名				
内容			決定年月日	
月分	階層	教育・保育給付 認定区分	保育必要量	保育の措置費用
4月分				
5月分				
6月分				
7月分				
8月分				
9月分				
10月分				
11月分				
12月分				
1月分				
2月分				
3月分				

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。